

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成30年 10月12日

申請者 氏名又は名称 <sup>フリガナ</sup> 有限会社 きじもと  
 住所 <sup>フリガナ</sup> ナラシキヨシノカンショモリヨウカクヤシヨウジツムバンチ  
 代表者氏名 <sup>フリガナ</sup> キジモトヨシサ 木地本義久  
 電話番号 0747-52-0319  
 FAX番号 0747-52-2148  
 メールアドレス yu-kijimoto.co.jpaltu@sunny.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 30 年 10 月 12 日

〒638-0002

奈良県吉野郡下市町大字小路14番地

届出者 有限会社 きじもと  
代表取締役 木地本義久



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ 有限会社 きじもと		
住 所	ナラケンヨシノグンシモイチチョウオオアザシヨウジ14バンチ 奈良県吉野郡下市町大字小路14番地		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク キジモトヨシヒサ 代表取締役 木地本義久		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	<del>代表取締役</del> 木地本義夫	<del>代表取締役</del> 木地本義久	平成30年 月 日
役員氏名	代表取締役 木地本義夫	取締役 木地本義夫	平成30年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 10 月 12 日

申請者

氏名又は名称 有限会社 きじもと

住 所 奈良県吉野郡下市町小路14番地

代表者氏名 木地本義久



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

奈良県吉野郡下市町大字小路14番地  
有限会社きじもと

会社法人等番号	1500-02-011256	
商号	有限会社きじもと	
本店	奈良県吉野郡下市町大字小路14番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
会社成立の年月日	平成13年3月22日	
目的	1. 土木建築工事の設計、施工及び請負 2. 管工事業 3. 上下水道、給排水衛生工事の設計、施工 4. 機械器具設置工事業 5. 電気工事の設計、施工 6. 産業廃棄物の処理並びに収集運搬業 7. 前各号に付帯する一切の業務 平成22年8月5日変更 平成22年8月12日登記	
発行可能株式総数	100株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当社が承認したものとみなす。 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記	

奈良県吉野郡下市町大字小路14番地  
有限会社きじもと

役員に関する事項	奈良県吉野郡下市町大字小路14番地 取締役 木地本義夫	
	奈良県吉野郡下市町大字小路14番地 取締役 木地本義久	平成16年 2月 1日就任
	奈良県吉野郡大淀町大字北野127番地の6 取締役 木地本義久	平成29年 1月 5日住所 移転
		平成29年 1月19日登記
	奈良県吉野郡下市町大字小路14番地 取締役 木地本美紀	平成22年 7月20日就任 平成22年 7月30日登記
	代表取締役 木地本義夫	平成16年 2月 1日就任
		平成30年 1月30日辞任
		平成30年 2月 1日登記
	代表取締役 木地本義久	平成30年 1月30日就任 平成30年 2月 1日登記
	奈良県吉野郡下市町大字小路14番地 監査役 木地本千津	平成29年 9月13日辞任
平成29年 9月15日登記		
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年10月12日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年10月11日

奈良地方法務局五條支局  
登記官

橋本浩和



# 有限会社きじもと定款



# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商 号)

当社は、有限会社きじもと と称する。

### 第2条 (目 的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 土木建築工事の設計、施工及び請負
2. 管工事業
3. 上下水道、給排水衛生工事の設計、施工
4. 機械器具設置工事業
5. 電気工事の設計、施工
6. 産業廃棄物の処理並びに収集運搬業
7. 前各号に付帯する一切の業務

### 第3条 (本店所在地)

当社は、本店を 奈良県吉野郡下市町大字小路14番地 に置く。

### 第4条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

### 第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、100株とする。

### 第6条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

### 第7条 (株主名簿記載事項の記載の請求)

当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は

記名押印し、共同してしなければならない。

ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

#### 第8条 (質権の登録及び信託財産表示請求)

当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

#### 第9条 (手数料)

前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

#### 第10条 (基準日)

当社は、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

#### 第11条 (株主の住所等の届出)

当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当社に届け出なければならない。

②前項の届出事項を変更したときも同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第12条 (招集時期)

当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

②株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の5日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

#### 第13条 (株主総会の議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

②取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

#### 第14条 (株主総会の決議)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309号第2項に定めによる決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上をもってこれを行う。

#### 第15条 (議事録)

株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

### 第4章 役員

#### 第16条 (員数)

当社には取締役5名以内を置く。

#### 第17条

削除

#### 第18条 (取締役の選任)

当社の取締役は、当社の株主中より株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

#### 第19条 (社長及び代表取締役)

当社に取締役が2名以上あるときは、取締役の互選により代表取締役1人を選定する。当社を代表する取締役は社長とする。

#### 第20条 (取締役の報酬及び退職慰労金)

取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

### 第5章 計算

#### 第21条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

#### 第22条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

#### 第23条 (配当の除斥期間)

剰余金の配当が、その支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 付 則

第24条 この定款に規定のない事項は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「会社法」その他の法令の定めるところによる。

本書は弊社の現行定款と相違ない。

平成30年10月11日

有限会社 きじもと

代表取締役 木地本 義久

